

○宮崎大学教育学部附属学校運営会議規程

平成 28 年 4 月 1 日  
制 定

改正 令和 6 年 4 月 24 日

(趣旨)

第 1 条 宮崎大学教育学部（以下「学部」という。）に、附属学校園の管理・運営に係わる重要事項の審議及び学部と附属学校園との連携推進を図るため、宮崎大学教育学部附属学校運営会議（以下「本会」という。）を置く。

(審議事項)

第 2 条 本会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 附属学校園の管理・運営及び将来構想に関すること。
- (2) 附属学校園教職員の人事に関すること。
- (3) 附属学校園の予算に関すること
- (4) 附属学校園の規則の制定改廃に関すること。
- (5) 学部と附属学校園の教員が一体となつて行う教育・研究の計画、推進に関すること。
- (6) その他本会が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 本会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 附属学校園統括長
- (2) 附属学校園長

(議長)

第 4 条 本会に議長を置き、議長は第 3 条第 1 号委員をもって充てる。

2 議長は、本会を招集する。

(会議)

第 5 条 本会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第 6 条 本会が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第 7 条 本会の事務は、学部事務部附属学校係において処理する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 24 日から施行する。